

## 船橋市借上住宅入居者移転実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅のうち借上福祉住宅及び借上公営住宅（以下、「借上型住宅」という。）の借上契約期間満了に伴う住宅の返還により、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第42条第1項第7号の規定による明渡し請求を受けた入居者が他の市営住宅等へ移転する場合の家賃の特例及び移転料等について必要な事項を定めるものとする。

2 条例第32条第1項及び第42条第1項第1号から第6号までの規定による市営住宅の明渡し請求を受けた者については、この要綱の規定は適用しないものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 他の市営住宅等 借上型住宅の入居者（以下、「入居者」という。）が、他の市営住宅又は市営住宅以外へ移転する場合の移転先の住宅等をいう。

(2) 移転料等 入居者が、他の市営住宅等に移転する場合に必要な移転に要する費用（以下、「移転料」という。）及び借上型住宅からの退去にあたり必要となる修繕費用をいう。

### (家賃の特例)

第3条 市長は、入居者が、借上型住宅の借上契約期間満了に伴う住宅の返還により、他の市営住宅に移転する場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の借上型住宅の最終の家賃を超える場合は当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 前項の減額は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第12条の規定を準用する。

### (移転料)

第4条 入居者が他の市営住宅等への移転を完了したとき、移転料について、1回に限り、150,000円を限度として実費相当額を支払うものとする。

2 当該金額に端数が生じたときは、100円未満は切り捨てるものとする。

3 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯（以下、「被保護世帯」という。）については、第1項の規定は適用しないものとする。

### (移転料の支払い)

第5条 入居者が移転を完了したときは、移転完了報告書（第1号様式）に、移転に要した費用を証する書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定により報告を受けたときは、条例第41条第1項に規定する検査の終了後に、第4条第1項に定める費用を支払うものとする。

(移転料の概算払い)

第6条 市長は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合には、移転料を概算により支払うことができる。

2 前項の概算払いを受けようとする入居者は、移転料概算払請求書(第2号様式)に、移転に要する費用を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 第1項の概算払いを受けた入居者は、移転が完了したときに、前条第1項に規定する報告書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の報告により、不足が生じたときは報告と同時にこれを請求させ、残額があるときはこれを返納させなければならない。

(修繕費用)

第7条 修繕費用の負担については、次に定めるものとする。

(1) 条例第41条第1項に規定する検査の結果、入居者の責めに帰すべき事由により修繕が必要と認められるものは、入居者の負担とする。

(2) 畳の表替え、襖の張り替え及び鍵の紛失に伴うシリンダーの交換費用は市負担とする。ただし、被保護世帯については、適用しないものとする。

(敷金)

第8条 入居者が市営住宅以外へ移転するとき又は入居者が被保護世帯であるときを除き、入居者がすでに納付している敷金は、原則として移転先の他の市営住宅の敷金とする。

附 則

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

第1号様式

移転完了報告書

年 月 日

船橋市長あて

旧住所  
移転先住所  
氏名  
電話

印

年 月 日に移転を完了しましたので、移転に要した費用について、別添のとおり提出  
します。

また、振込先口座は下記のとおりとなります。

記

請求金額 金 円

振込先口座

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合										支店
預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他 ( )										
支店コード				口座番号							
口座名義 (カタカナで記 入)											

※口座番号は右詰めで記入して下さい。

※ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、「振込用」の支店コード・口座番号を  
記入して下さい。

※引越業者が発行した領収書の原本を添付して下さい。なお、ご提出された領収書は返却できませ  
るので、ご了承ください。

第2号様式

移転料概算払請求書

年 月 日

船橋市長あて

住所

氏名

印

電話

移転に際し、別添のとおり費用が必要となりますので請求します。

記

請求金額 金 円

※引越業者が発行した見積書の原本を添付して下さい。なお、ご提出された見積書は返却できませんので、ご了承ください。